

令和6年4月										令和7年4月										令和8年4月									
																				2	7	3	8	10	1	通用規定	受注者は、橋脚架組工の施工については、3-1-13-3架組工(クレーン架組)、「道路橋示方書-同解説(Ⅱ鋼筋材・鋼土部構造編)第17章表2」(日本道路協会、令和7年10月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に記して監督員の承認を得なければならない。		
																				2	7	3	8	11	2	通用規定(設計図書)	受注者は、現場橋脚工の施工については「道路橋示方書-同解説(Ⅱ鋼筋材・鋼土部構造編)第17章表2」(日本道路協会、令和7年10月)、「鋼橋構造施工便覧現場橋脚工事編第2章表1」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外の施工方法は、設計図書に記して監督員の承認を得なければならない。		
2	7	3	11	8																2	7	4	2		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年11月)	日本道路協会 道路橋示方書-同解説(Ⅱ共通編)(令和7年10月)			
2	7	4	2																	2	7	4	2		日本道路協会 道路橋示方書-同解説(Ⅱ鋼筋材・鋼土部構造編)(令和7年10月)	日本道路協会 道路橋示方書-同解説(V上下部接続部)(令和7年10月)			
2	7	5	2																	2	7	5	2		日本道路協会 道路橋示方書-同解説(Ⅱ共通編)(令和7年10月)	日本道路協会 道路橋示方書-同解説Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編(令和7年10月)			
2	7	5	2																	2	7	5	2		日本道路協会 道路橋示方書-同解説(Ⅱ共通編)(令和7年10月)	日本道路協会 道路橋示方書-同解説Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編(令和7年10月)			
2	7	5	2																	2	7	5	2		日本道路協会 道路橋示方書-同解説(Ⅱ共通編)(令和7年10月)	日本道路協会 道路橋示方書-同解説(V上下部接続部)(令和7年10月)			
2	7	5	6	1	6																								
2	7	5	7	1	5																								
2	7	6	1	9																									
2	7	6	2																										
2	7	6	2																										
2	7	6	2																										
2	7	6	3	2	7																								
2	7	6	4	2	4																								
2	7	6	4	2	11																								
2	7	6	3	8																									
2	7	6	8	6	2																								
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										
2	7	7	2																										

令和6年4月										令和7年4月										令和8年4月									
編	章	節	条	項	下	以	下	以	下	編	章	節	条	項	下	以	下	以	下	編	章	節	条	項	下	以	下	以	下
編章節条 (項目見出し)										編章節条 (項目見出し)										編章節条 (項目見出し)									
現行条文										新条文 (変更箇所のみ記載)										新条文 (変更箇所のみ記載)									
6	12	1	1	9						6	12	1	1	9															
ぐり石										ぐり石																			
ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。										ぐり石は、玉石または割ぐり石で10cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。																			
6	12	2	1	1																									
JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰質スラグ骨材)																													
																				6	12	2	4	1					
																				再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12(1)、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-12(2)とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。									
																				6	12	2	4	1	表2-12(1)				
																				針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質									
																				6	12	2	4	1	表2-12(2)				
																				圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質									
																				6	12	2	4	2					
																				加熱温度を50℃以下									
																				6	12	2	6	1	表2-15				
																				舗装用石油アスファルトの規格									
																				6	12	2	6	1	表2-16				
																				石油アスファルト乳剤の規格									
																				6	12	5	1	3					
																				アルカリシリカ反応抑制対策									
																				受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日 国交省第112号)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成14年7月31日 国交省第113号)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。									
6	12	6	1	2																									
ポリマー改質アスファルト																													
ポリマー改質アスファルトは、表6-1の性状に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表6-1に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。																													
6	12	6	5	(2)																6	12	6	5						
再生添加物の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定有害物質を含まないものとし、表6-9~11の規格に適合するものとする。																				再生用添加物									
6	12	6	5	(2)																									
表6-9 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)																													
6	12	6	5	(2)																									
表6-10 再生用添加剤の品質(オイル系)																													
6	12	6	5	(2)																6	12	6	5	(2)					
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																				表6-11 再生用添加剤の標準的性状									
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																				組成(石油学会法JPI-5S-77-19)									
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																													
6	12	7	1	(2)																									